

公用車の購入 仕様書

1. 調達物品及び構成の内訳

公用車の購入	1 式
〈 内 訳 〉	
(1) 公用車 (ワゴンタイプ・四輪駆動)	1 台
(2) カーナビゲーション	1 式
(3) ETC2.0 (セットアップ完了済)	1 式
(4) スマートキー	2 個
(5) フロアマット (フロント、リア)	1 式
(6) デジタルルームミラー型ドライブレコーダー (前後方カメラ)	1 式
(7) ドアバイザー (フロント、リア左右)	1 式
(8) 三角表示板	1 個
(9) 標準工具	1 式
(10) エアコン (フロント、リア)	1 式
(11) FM/AMラジオ	1 式
(12) 運転席・助手席エアバック	1 式
(13) その他標準装備品 (付属部品、安全装備、運転支援等)	1 式

2. 参考車種

日産	セレナ
トヨタ	ノア
三菱	デリカ

3. 設置場所・納入期限

- (1) 設置場所 神奈川県立足柄上病院 駐車場
- (2) 納入期限 令和6年12月13日(金)

4. 調達物品の基本的要件

- (1) 技能及び技術等

物品に係る性能、機能及び技術等(以下「性能等」という)の要求要件(以下「技術的要件」という)は下記5に示すとおりである。

- (2) 搬入、調整、稼働準備等

ア 本物品の納入期限については、原則記載のとおりとするが、受注者の不可抗力な事由によって納品が間に合わない場合は、それに必要な期間を両者で協議し、できる限り早い日に納入すること。

- イ 本物品の納入日については、物品の新規登録後に設置等が必要な装備等がある場合は、それに必要な期間を両者で協議し、できる限り早い日程で納品すること。
- ウ 搬入にあたっては発注者の指示に従い、当院に出入りする者（当院職員含む）、患者の安全及びプライバシーに十分に注意し作業すること。
- エ 搬入に際し、建物及び本車両に損害を生じた場合は、納入業者が事故の責任のもとに原状回復を行うこと。
- オ 本物品が有効に稼働するために必要な調整について、受注者の負担により責任をもって行うこと。
- カ 本物品導入の際には、新品の状態で納品すること。
- キ 本物品を使用する者に対し、導入時、安全運用に必要な知識の説明及び指導を図ること、日本語表記の取り扱い説明書を備えること。
- ク 入札物品は納入後においても、安定稼働が確保されるよう調整すること。

(3) 保守点検体制

- ア メーカー保障は新車登録から3年または走行距離6万kmで、保証期間内における車両・装備等に不備欠陥が生じた場合には、受注者の負担により速やかに修復するものとする。
- イ 本物品に必要な消耗品及び故障等の部品については供給が確保されていること。
- ウ 本物品の障害発生後、修理部品の供給が迅速に対応できること。

(4) 検収及び引き渡し

- ア 納品場所にて発注者立ち合いのうえ、性能及び諸装備が完全にその機能を有していることの確認をもって検収完了とし、引き渡しを行うこと。
- イ 納入期限までに、必要な手続き及び一切の費用（代行費用）は受注者の負担とする。

5. 調達物品の技術的要件

- 4-1 全長は4,600mm以上、全幅は1,650mm以上、全高は1,850mm以上、車両重量は1,980kg以下であること。
- 4-2 排気量は1,490cc～2200cc程度であること。
- 4-3 使用燃料は無鉛レギュラーガソリンまたは軽油、駆動方式は四輪駆動であること。
- 4-4 トランスミッションはATまたはCVTであること。
- 4-5 乗車定員は7名以上であること。
- 4-6 ボディーカラーは、ホワイト系またはシルバー系で、内装色はブラック系であること。（有料色不可）また、当院及び落札者と協議の上ボディーカラー及び内装色は決定できること。
- 4-7 ブレーキシステムは、ABS及びブレーキアシスト機能付きであること。
- 4-8 燃料消費量は、11.0km/L以上であること。（WLT Cモード走行時）
- 4-9 後部座席のドアは左右とも電動スライドドアであること。

4-10 カーナビゲーションのサイズは9インチ以上であること。

4-11 全席ELR付き3点式シートベルトであること。

4-12 寒冷地仕様であること。

6. その他

5-1 法定費用(自動車重量税、自賠責保険料、リサイクル料金、法定預り費用)は入札金額に含めること。

5-2 初期登録する自賠責保険料の付加月数は37ヶ月とする。

5-3 平成30年低排出ガス認定および低燃費認定であること。

5-4 納車後の車検に係る費用は入札金額に含めないこと。

5-5 本仕様書に明記されていない事項でも、技術上、機能上又は保守管理上必要なものが発生した場合は、事前に発注者と協議した後に滞りなく具備すること。

5-6 その他不明な点は、発注者と協議の上、実施すること。

5-7 受注者は、契約締結後速やかに発注者と仕様書をもとに打ち合わせを行い、物品の調整等を行うこと。

以上